

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年4月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー永利店  
薩摩川内市永利町字古川711番1号 他8筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
令和2年10月20日
- 3 意見の概要
  - (1) 騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業を行う場合、作業開始の7日前までに市環境課へ届出を行うこと。
  - (2) 騒音規制法若しくは振動規制法に基づく特定施設又は薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設を設置する場合、設置工事開始の30日前までに市環境課へ届出を行うこと。
  - (3) 騒音に係る規制基準の超過に対する対策として掲げている事項については、確実に実行されるよう関係者への指導を徹底すること。
  - (4) 近隣住民等に対しては、事前に十分な説明を行うとともに、騒音、粉じん等に係る苦情が寄せられた場合は、誠意を持って対処すること。
  - (5) 当該地については都市計画法第29条に係る開発行為許可を受けているため、手続きの要否について鹿児島県土木部建築課監察指導係に確認すること。
  - (6) 消防法に該当すること（増改築・消防用設備等の変更など）があれば、消防局へ事前に相談すること。